

規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月六日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一七 二二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 四）の一部を次のように改正する。

別表第一（第二条関係）を次の通り改める。

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

公益財団法人埼玉県下水道公社

公益財団法人埼玉公園緑地協会

公益財団法人埼玉県消防協会

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

公立大学法人埼玉県立大学

埼玉県住宅供給公社

埼玉県土地開発公社

埼玉県道路公社

財団法人いきいき埼玉（平成元年十月一日に財団法人埼玉県民活動総合センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県国際交流協会（昭和六十二年六月一日に財団法人埼玉県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県産業振興公社（昭和四十八年四月二十六日に財団法人埼玉県中小企業振興公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県産業文化センター（昭和六十二年五月一日に財団法人埼玉県産業文化センターという名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
社団法人埼玉県農林公社（昭和五十八年十一月一日に社団法人埼玉県森林公社
という名称で設立された法人をいう。）

別表第二（第二条関係）を次の通り改める。

一般財団法人さいたま住宅検査センター
一般財団法人日本建設情報総合センター
一般社団法人埼玉県畜産会
一般社団法人地方税電子化協議会
公益財団法人埼玉県学校給食会
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
公益財団法人日本科学技術振興財団
公益社団法人日本下水道協会
埼玉県市長会
埼玉県商工会連合会
埼玉県職業能力開発協会
埼玉県信用保証協会
埼玉県町村会
財団法人けやき文化財団（平成九年五月二十六日に財団法人けやき文化財団と
いう名称で設立された法人をいう。）
財団法人埼玉県健康づくり事業団（平成九年四月一日に財団法人埼玉県健康づ
くり事業団という名称で設立された法人をいう。）
財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会（昭和三十三年十二月十七日に財団法人埼
玉県母子福祉連合会という名称で設立された法人をいう。）
財団法人自治体国際化協会（昭和六十三年七月一日に財団法人自治体国際化協
会という名称で設立された法人をいう。）
財団法人地域活性化センター（昭和六十年十月一日に財団法人地域活性化セン
ターという名称で設立された法人をいう。）
財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立
された法人をいう。）

財団法人地方公務員安全衛生推進協会（平成三年三月二十日に財団法人地方公務員安全衛生推進協会という名称で設立された法人をいう。）
財団法人リバーフロント整備センター（昭和六十二年九月一日に財団法人リバーフロント整備センターという名称で設立された法人をいう。）
社会福祉法人恩賜財団済生会
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
社団法人埼玉県計量協会（昭和二十七年七月一日に社団法人埼玉県計量協会という名称で設立された法人をいう。）
社団法人埼玉県商工会議所連合会（昭和二十六年七月二十四日に社団法人埼玉県商工会議所連合会という名称で設立された法人をいう。）
社団法人地域医療振興協会（昭和六十一年五月十五日に社団法人地域医療振興協会という名称で設立された法人をいう。）
全国知事会
地方公共団体金融機構
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人水資源機構
日本下水道事業団
日本赤十字社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人戸田ほつと社会館
- 三 代表者の氏名
福田 潤子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市美女木三丁目二十四番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、戸田市及び近隣市の住民に対し、地域の安全、社会教育の推進及びすべての子どもの健全育成活動を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和光虹の会
- 三 代表者の氏名
海老原 利昭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市下新倉一丁目六番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害児者及びその家族等に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせるように支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八起会
- 三 代表者の氏名
綾 好文
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市水谷東三丁目二十二番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、生活困窮者等に対し、情報提供、シェルター兼一定期間の居宅の提供を行うと共に、生活困窮者の生活支援、自立支援に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和の会
- 三 代表者の氏名
加藤 和広
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市脇田町三十三番地一 イトビル四階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災の被災地に対し、復興支援活動を行い、被災地の住民の生活の再生ひいては向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「平成十年埼玉県条例第五十四号」の下に「。以下「条例」という。」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、第一号中「埼玉県県民生活部NPO活動推進課」を「埼玉県県民生活部共助社会づくり課」に改め、第二号の表以外の部分中「特定非営利活動促進法の施行に関する条例第六条」を「条例第七条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同号の表中「及び閲覧」を「又は閲覧若しくは謄写」に改め、同表の上欄中「さいたま市」を「県内全域（さいたま市の区域内のみに事務所が在する特定非営利活動法人を除く。）」に改め、「鳩ヶ谷市」を削り、同表の下欄中「埼玉県県民生活部NPO活動推進課」を「埼玉県県民生活部共助社会づくり課」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 条例第十一条の規定により定める閲覧又は謄写の場所 埼玉県県民生活部共助社会づくり課

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地外（菖蒲北部土地区画整理事業地内仮換地八街区 及び 画地）

（変更後）埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

ハ 変更年月日

平成二十二年三月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十四年三月二十三日

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四三〇四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四三〇四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年四月二日外

二 届出年月日

平成二十四年三月二十三日

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー川越店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 来店者の入場、特に右折での入場等もあることから、歩行者、自転車等の事故防止に向けた安全対策の徹底をお願いします。

・ 店周辺の道路は、小・中・高校生の通学路となっているため、荷物の搬入・搬出には、細心の注意を払ってください。

・ 営業に際しては、公害・苦情が発生しないよう十分に配慮し、苦情が発生した場合には、速やかに対応するようにしてください。

・ 出店予定地は、中心市街地に近く、今回の出店に伴い、周辺商店街に影響が出るものと思われます。周辺商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街との共存に対し、御協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大城ビル

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十六番一、二十六番三、二十六番四

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社大創産業外 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社大創産業外 午前十時から午後九時

うさぎや株式会社 午前九時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前十時から午後九時三十分

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後十時

駐車場二 午後十時から翌午前二時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年三月二十八日外

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目五十 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）総合地所株式会社 代表取締役 松岡瑞樹

東京都千代田区東神田二丁目六番七号

（変更後）総合地所株式会社 代表取締役 富高正信

東京都港区芝公園二丁目四番一号

八 変更年月日

平成十八年六月二十七日外

二 届出年月日

平成二十四年三月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目五十 一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五七立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五九立法メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前五時から午後九時

（変更後）荷さばき施設一 午前五時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十四年三月二十八日

三 縦覧期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月六日から平成二十四年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
名細第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	数野浩司	埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地
同	数野利一	同 同 千百七番地
同	小嶋一雄	同 同 千百五十九番地
同	田中一誠	同 同 千百八十一番地
同	神田久雄	同 同 千三百七十六番地
同	中野洸司	同 同 千四百七十九番地二
同	関根誠	同 同 上戸三百二十三番地
同	平野俊雄	同 同 下小坂千十三番地
同	田中知二	同 同 六百二十番地
同	増田和夫	同 同 六百五十五番地
同	平野和夫	同 同 五百四十八番地
同	田中寿男	同 同 五百五十番地
同	田村具視	同 同 平塚五十七番地
同	新井博行	同 同 十七番地
同	安田昌男	同 同 八十四番地
同	新井良一	同 同 小堤二百七十五番地
同	増田芳隆	同 同 坂戸市大字中小坂三百三十番地
監事	数野喜久治	同 同 川越市大字鯨井千七百十九番地三
同	岡部昭十郎	同 同 下小坂六百五十七番地
同	田村肇孝	同 同 平塚八十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	勢ノ茂治	埼玉県川越市大字鯨井百四十一番地
同	数野浩司	同 同 百二十八番地
同	高山和夫	同 同 千六百七十七番地一

告示

埼玉県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	中山福壽	埼玉県熊谷市上中条九百七十四番地一
同	小林一夫	同 今井千二百四十一番地
同	中村一郎	同 上中条二千六百六十番地
同	内田靖次	同 下川上五百二十三番地
同	吉岡聡司	同 四百七十六番地
同	江守昇	同 大塚二百九十二番地一
同	大崎勝眞	同 上中条四百十九番地
同	横山達一	同 七百四十四番地一
同	稲村日出男	同 八百七十一番地一
同	柿沼憲治	同 千一番地
同	堀口照平	同 千二百九十五番地
同	吉野実	同 千四百十五番地
同	小林映雄	同 千六百四十五番地一
同	石原喜平	同 二千四百七十七番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	大野進一	同 今井百四十四番地
同	岡田稔	同 九百四十七番地
同	石川友次	同 上川上五百八十六番地三
同	関口義夫	同 行田市大字南河原千五百十八番地
同	磯川邦夫	同 同 千三十九番地
監事	大橋一也	同 熊谷市上中条千八百六十番地
同	田部井崇雄	同 同 八百九十七番地一
同	間宮政治	同 同 下川上千百七番地
同	井桁和吉	同 同 今井千九十七番地
同	鈴木茂雄	同 同 行田市大字南河原千五百七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	中山福壽	埼玉県熊谷市上中条九百七十四番地一
同	小林一夫	同 今井千二百四十一番地
同	中村一郎	同 上中条二千百六十番地
同	内田靖次	同 下川上五百二十三番地
同	江守昇	同 大塚二百九十二番地一
同	横山達一	同 上中条七百四十四番地一
同	稲村日出男	同 八百七十一番地一
同	柿沼憲治	同 千一番地
同	堀口照平	同 千二百九十五番地
同	吉野実	同 千四百十五番地
同	小林映雄	同 千六百四十五番地一
同	石原喜平	同 二千四百七十七番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	大野進一	同 今井百四十四番地
同	岡田稔	同 九百四十七番地
同	石川友次	同 上川上五百八十六番地三
同	関口義夫	同 行田市大字南河原千五百十八番地
同	磯川邦夫	同 同 千三十九番地
監事	大橋一也	同 熊谷市上中条千八百六十番地
同	田部井崇雄	同 同 八百九十七番地一
同	間宮政治	同 同 下川上千百七番地
同	栗原辰雄	同 同 今井七百四十四番地
同	鈴木茂雄	同 行田市大字南河原千五百七番地

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

新座市

四 作業期間

平成二十四年三月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十一号で公示した公共測量（一、二、三級基準点の復旧）は、平成二十四年二月十日終了した旨測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

平成二十三年埼玉県告示第千五百三号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十二号で公示した公共測量（確定測量）畑地帯総合農地整備事業）は、平成二十四年二月二十七日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県大里農林振興センター所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十号

平成二十三年埼玉県告示第千四十四号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十四年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である児玉郡美里町長原田信次から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

平成二十四年埼玉県告示第四十二号で公示した公共測量（三級公共基準点測量）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である比企郡吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

平成二十三年埼玉県告示第千五百一号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である和光市長松本武洋から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十五号で公示した公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）は、平成二十四年三月九日終了した旨測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

平成二十三年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量（都市計画基図作成業務）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

平成二十四年埼玉県告示第二百六十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十四年三月九日終了した旨測量計画機関の長である飯能市長沢辺静彦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十二号で公示した公共測量(既成図数値化)地図レベル二五()・座標変換)は、平成二十四年三月二十七日終了した旨測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

平成二十三年埼玉県告示第四百八十一号で公示した公共測量（空中写真数値図化による現況平面図）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である群馬県知事大澤正明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

平成二十四年埼玉県告示第三百三十九号で公示した公共測量（二級基準点測量（改測））は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である上尾市長島村穰から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

平成二十三年埼玉県告示第千八十八号で公示した公共測量（数値地形図データ更新）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十号

平成二十三年埼玉県告示第四百三十九号で公示した公共測量（一・二・三・四級基準点測量、出来形確認測量）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である南埼玉郡白岡町長小島卓から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>二番一地先まで 同市大字小見字棒川五七</p>	<p>行田市大字荒木字前内手 一六四七番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・一〇 一五・三〇</p>	<p>五・一四 一二・一九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四八・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>橋梁架換工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>佐野行田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字荒木字前内手 一六四七番二地先から 同市大字小見字棒川五七 二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年四月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>橋梁架換工事。 平成二十四年四月六日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号で告示した道路区域の供用開始である。 延長四八・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十月二十一日

指令川建セ第二三 七 号

二 検査済証番号

平成二十四年三月三十日

川建セ第二三 一 一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字岡谷七三九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲一九 六番地

小林 睦実

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十一月二十一日

指令川建セ第二三〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月三十日

川建セ第二三〇一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字古里字清水二〇六五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町古里一八四八番地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 鈴木 豊彦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年三月二十九日

指令越建セ第二三〇〇一三一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月三十日

越建セ第五〇七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字浅間前三百三十六番二十二、三百三十六番

三十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百三十六番地二十二

佐藤 智幸

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年四月六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年四月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十四年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
- ロ 平成二十四年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について
- ハ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の委嘱及び任命について
- ニ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第77号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年4月6日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
財団法人埼玉県交通安全協会	代表者の氏名	新井 賢二	柴田 忠雄